

静岡県告示第863号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による「指定代理納付者」の指定（令和3年3月30日静岡県告示第303号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

3の指定代理納付者として指定する期間中「令和4年3月31日」を「令和3年11月30日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。